

「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅 取組期間」の実施結果について

8割を超える現場で死亡災害を発生させない旨の決意表明を実施

東京労働局 労働基準部 監督課・安全課

東京労働局(局長 辻田博)は「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間」(6月1日から7月31日まで)の一環として、6月末までに集中的に実施した現場指導の結果を取りまとめたので公表します。(別紙参照)

東京労働局では、引き続き、死亡災害の撲滅を図るため、建設事業者に対し、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策の徹底等の周知・指導に取り組んでまいります。



第10回 桃樹のちょこっと用語
「化学物質の自律的管理」
どんな意味？
答えは、この11月号のどこかに。

結果の概要

- 1 指導現場数 721 現場
- 2 違反があった現場数 494 現場(68.5%)
- 3 主な労働安全衛生法違反事項(違反があった現場数に占める割合)
 - (1) 元請事業者の安全衛生管理面 394 現場(79.8%)
 - (2) 墜落・転落防止 287 現場(58.1%)
- 4 労働災害防止に向けた現場の取組状況
 - (1) 「死亡災害を絶対に発生させない旨の決意表明の実施」 600 現場(83.2%)
うち発信方法は「朝礼にて周知」が最多 415 現場(69.2%)
 - (2) 安全衛生管理活動活性化について、特に重要と考えていること
「作業計画や手順書の作成・確認」が最多 269 現場(37.3%)
 - (3) 安全衛生教育で特に重要と考えていること
「現場内の安全ルール周知」が最多 424 現場(58.8%)

- | | |
|--|----------------------------------|
| ◆「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間」
の実施結果について 1 | ◆育児休業攻略ガイド 12 |
| ◆「過重労働解消キャンペーン」を実施します 5 | ◆11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です 14 |
| ◆確認しよう！令和4年度 東京都最低賃金 10 | ◆東京働き方改革推進支援センターご案内 21 |

発行所／公益社団法人 東京労働基準協会連合会 発行人／滝澤 成

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 TEL / 03-6380-8305(代) FAX / 03-6380-8405 <https://www.toukiren.or.jp>

別紙 東京労働局 Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施結果

1. 法違反の状況

(1) 違反数および違反率

違反率は、68.5%(494 現場)であり、違反があった 494 現場のうち、13.8%である 68 現場に対し、労働安全衛生法第 98 条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施した。

	建 築	土 木	解 体	その他	合 計
指導現場数	646	13	20	42	721
法令違反現場数	463	5	10	16	494
違反率	71.7%	38.5%	50.0%	38.1%	68.5%
作業停止等命令現場数	66	0	1	1	68
法令違反現場数に対する割合	14.3%	0.0%	10.0%	6.3%	13.8%

(2) 違反事項別の違反率等

違反事項別では、「元請事業者の管理面の違反率」が 79.8%(394 現場)であり、重篤な災害につながる「墜落・転落防止措置の違反率」が 58.1%(287 現場)であった。

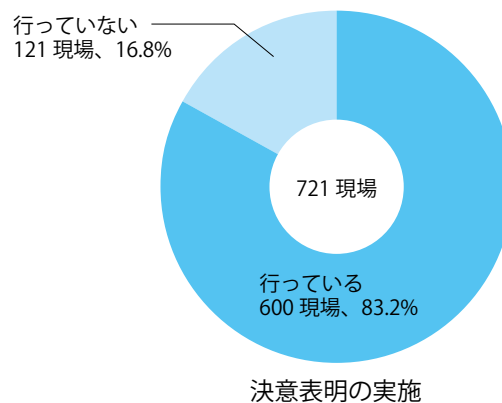
違反事項	違反現場数(全体 494 現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理面】 元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係	394 現場 (79.8%)	- 下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施(安衛法第 29 条) - 下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施(安衛法第 31 条)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	287 現場 (58.1%) うち手すり・さん等がなかった現場……………142 現場	- 高所作業のための作業床の未設置(安衛則第 518 条) - 足場の手すり・さん等の未設置(安衛則第 563 条、第 655 条) - 高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置(安衛則第 519 条、第 653 条)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	74 現場 (15.0%)	- 組立図の未作成 (安衛則第 240 条) - 支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施(安衛則第 242 条) - 組立時の立入禁止措置の未実施(安衛則第 245 条)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	15 現場 (3.0%)	- 移動式クレーンの作業方法の未決定(クレーン則第 66 条の 2) - 移動式クレーンの吊り荷の下への立入禁止措置の未実施(クレーン則第 74 条の 2)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	17 現場 (3.4%)	- 使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成(安衛則第 155 条) - 転倒・転落防止措置の未実施(安衛則 157 条) - 運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施(安衛則第 158 条)
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	12 現場 (2.4%)	研磨作業時の防じんマスクの不使用(粉じん則第 27 条)

※「安衛法」…労働安全衛生法、「安衛則」…労働安全衛生規則、「粉じん則」…粉じん障害防止規則、「クレーン則」…クレーン等安全規則

2. 労働災害防止に向けた現場の取組状況

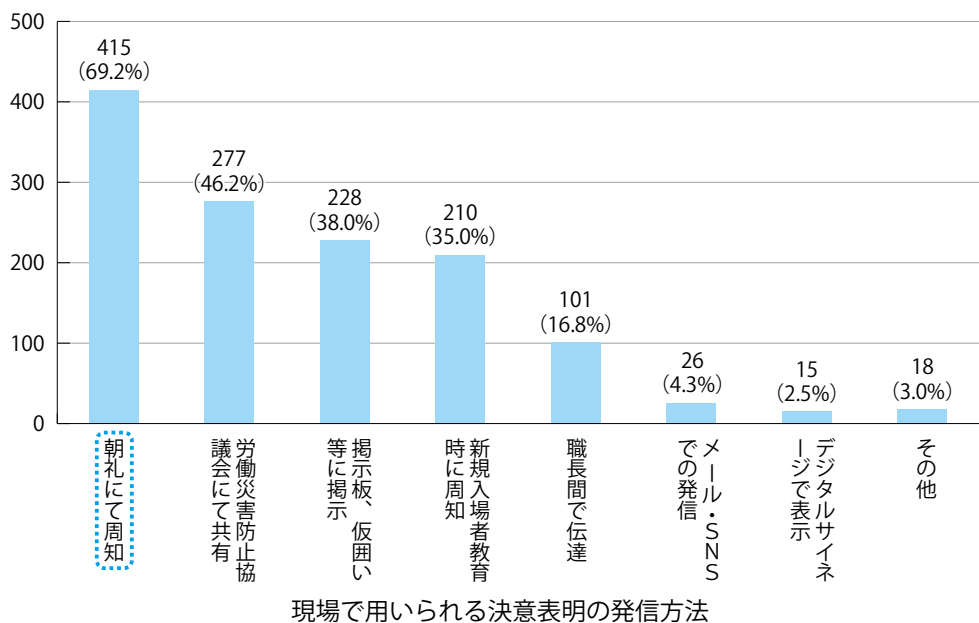
(1)「死亡災害を絶対に発生させない」旨の決意表明を行っているか

8割以上の建設現場で、決意表明を行っていた。



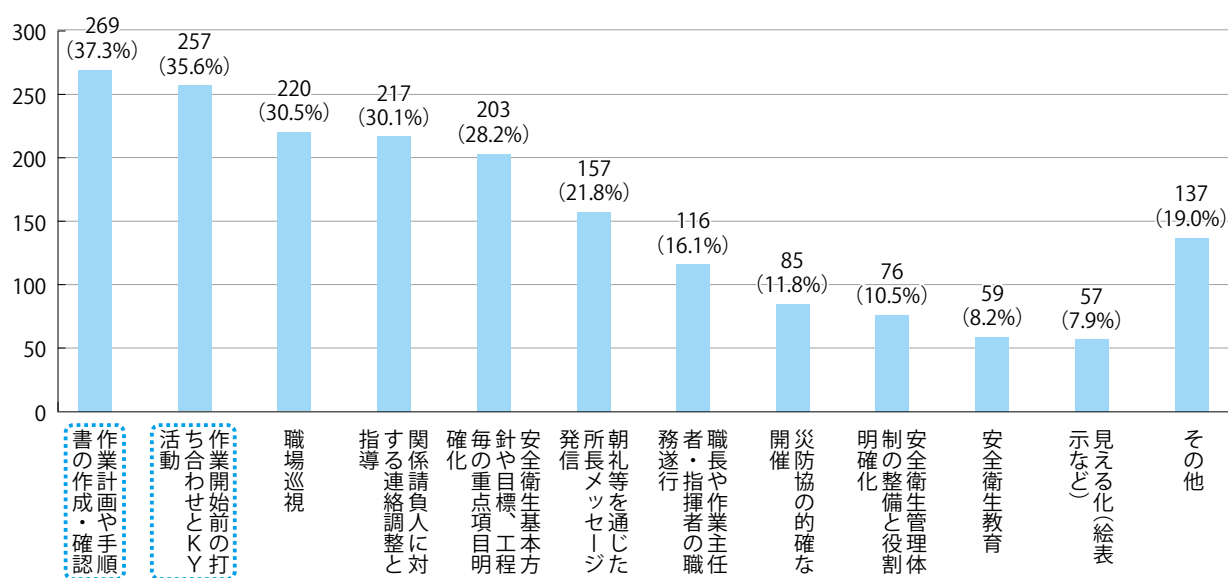
(2)「死亡災害を絶対に発生させない」旨の決意表明を行っていた場合に現場全体でどのように発信しているか(複数回答)

決意表明の発信で上位を占めたのは「朝礼にて周知」が415現場(69.2%)、次いで、「労働災害防止協議会にて共有」が277現場(46.2%)であった。



(3) 安全衛生管理活動の活性化で、特に重要と考えていることは何か(複数回答)

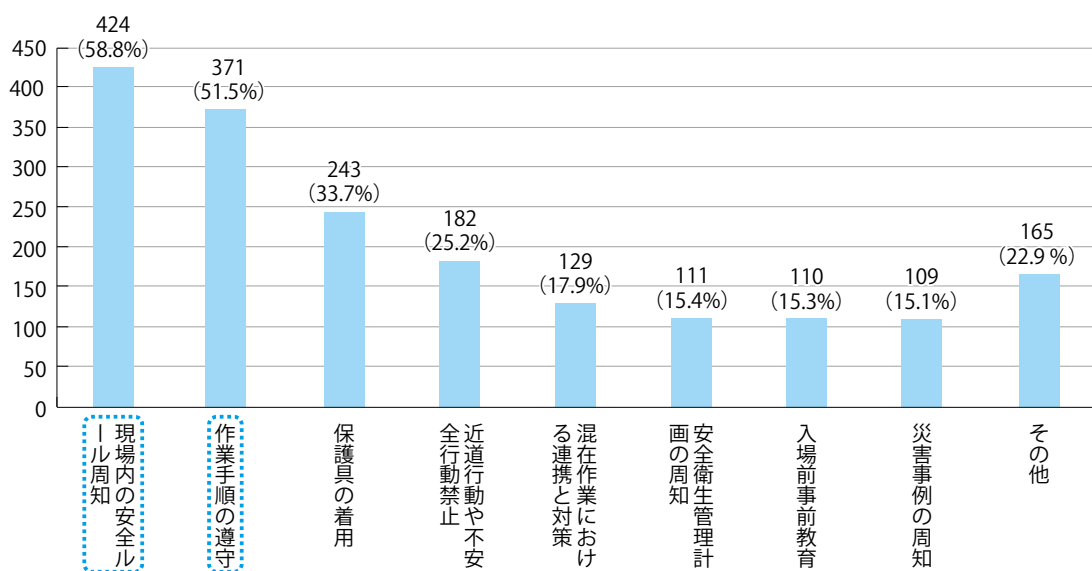
上位を占めたのは、「作業計画や手順書の作成・確認」269 現場(37.3%)、次いで「作業開始前の打ち合わせと KY 活動」257 現場(35.6%)であった。



安全衛生管理活動の活性化で、特に重要と考えていること

(4) 安全衛生教育で、特に重要と考えていることは何か(複数回答)

上位を占めたのは、「現場内の安全ルール周知」が424 現場(58.8%)、次いで「作業手順の遵守」が371 現場(51.5%)であった。



安全衛生教育で、特に重要と考えていること

「過重労働解消キャンペーン」を実施します

併せて「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催

東京労働局 労働基準部 監督課

毎年11月は、「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととしています。

東京労働局管内においては、過労死等(脳・心臓疾患及び精神障害事案)に係る労災支給決定件数は依然として増加傾向にあり、事業場に対する監督指導においても長時間労働の実態が認められています。

このため、東京労働局では、「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会」の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを開催するほか、昨年に引き続き、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進します。

過重労働解消キャンペーンにおける取組

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合などに対し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組に関する積極的な周知・啓発等の実施について協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

東京労働局長が長時間労働削減に向けて積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を紹介します。

3 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などに対して監督指導を行います。

4 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を都内2か所で開催します(参加無料・要事前申込)

- ・東京立川会場 11月8日(火) 14:00~16:00

場所 ホテルエミシア東京立川 サンマルコグランデ 立川市曙町

- ・東京中央会場 11月9日(水) 13:00~16:15

場所 イイノホール 千代田区内幸町

詳細はこちらのQRコードからご覧ください。→



※なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、規模や開催方法を変更する場合があります。

東京立川 会場

毎年11月は
「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

参加
無料

事前申込

日時 2022年
11月8日(火)
14:00～16:00 (受付13:30～)

会場 ホテルエミシア東京立川
サンマルコグランデ
(東京都立川市曙町2-14-16)

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。
参加には、事前申込みが必要です。感染症拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



主催：厚生労働省

後援：東京都

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

スマートフォンで
二次元バーコードを
読み込んで下さい。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の
労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が
損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方
のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、
防止対策について探ります。

日時

**2022年
11月9日(水)**

13:00～16:15 (受付12:00～)

会場

イイノホール

(東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング)

参加
無料
事前申込

過労死等防止対策 推進シンポジウム

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。
参加には、事前申込みが必要です。感染症拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



主催：厚生労働省

後援：東京都

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議

スマートフォンで
二次元バーコードを
読み込んで下さい。

確認しよう！令和4年度東京都最低賃金

東京労働局 労働基準部 賃金課

東京都最低賃金とは、都内で働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。仮に、最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めたとしても、最低賃金額以上の支払いをしなければ最低賃金法違反となります。

なお、最低賃金額に満たない部分については、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

また、派遣労働者については、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の都道府県の最低賃金が適用されます。

現在、事業場内における最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合には、業務改善助成金による支援を実施しています。

業務改善助成金については、「業務改善助成金コールセンター」(☎ 0120-366-440)又は「東京働き方改革推進支援センター」(☎ 0120-232-865)にお尋ねするか、東京労働局 YouTube 公式チャンネル「【令和4年9月拡充に対応】業務改善助成金の東京労働局職員によるわかりやすい解説」をご覧ください。

東京労働局 HP の「最低賃金に関すること」⇒

問合せ先 東京労働局 労働基準部 賃金課 ☎ 03-3512-1614



1072円 ドーナツと覚えてね！



確認の方法は？ 確認したい賃金^(※1)を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう^(※2)。

1	時間給の場合	<table><tr><th>時間給</th></tr><tr><td>円</td></tr></table>	時間給	円	≧	<table><tr><th>最低賃金額(時間額)</th></tr><tr><td>円</td></tr></table>	最低賃金額(時間額)	円								
時間給																
円																
最低賃金額(時間額)																
円																
2	日給の場合	<table><tr><th>日給</th></tr><tr><td>円</td></tr></table>	日給	円	÷	<table><tr><th>1日の平均所定労働時間</th></tr><tr><td>円</td></tr></table>	1日の平均所定労働時間	円	=	<table><tr><th>時間給</th></tr><tr><td>円</td></tr></table>	時間給	円	≧	<table><tr><th>最低賃金額(時間額)</th></tr><tr><td>円</td></tr></table>	最低賃金額(時間額)	円
日給																
円																
1日の平均所定労働時間																
円																
時間給																
円																
最低賃金額(時間額)																
円																
3	月給の場合	<table><tr><th>月給</th></tr><tr><td>円</td></tr></table>	月給	円	÷	<table><tr><th>1か月の平均所定労働時間</th></tr><tr><td>円</td></tr></table>	1か月の平均所定労働時間	円	=	<table><tr><th>時間給</th></tr><tr><td>円</td></tr></table>	時間給	円	≧	<table><tr><th>最低賃金額(時間額)</th></tr><tr><td>円</td></tr></table>	最低賃金額(時間額)	円
月給																
円																
1か月の平均所定労働時間																
円																
時間給																
円																
最低賃金額(時間額)																
円																

上記1、2、3が組み合わさっている場合

- 4 例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合。
①基本給(日給)→2の計算で時間額を出す。②各手当(月給)→3の計算で時間額を出す。③①と②を合計した額≧最低賃金額(時間額)。

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ。

東京都最低賃金のお知らせ

みんなチェック！
最低賃金。



1072円 ドーナツと覚えてね！

① ド ② ー ③ ナ ④ ツ

1,072円 時間額

31円 UP

令和4年10月1日から

東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます。

業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合は、業務改善助成金をご利用ください。

詳しくは、

「業務改善助成金コールセンター」 【☎ 0120-366-440】

「東京働き方改革推進支援センター」 【☎ 0120-232-865】



最低賃金に関するお問い合わせは

東京労働局賃金課最低賃金係(☎ 03-3512-1614)

または最寄りの労働基準監督署へ

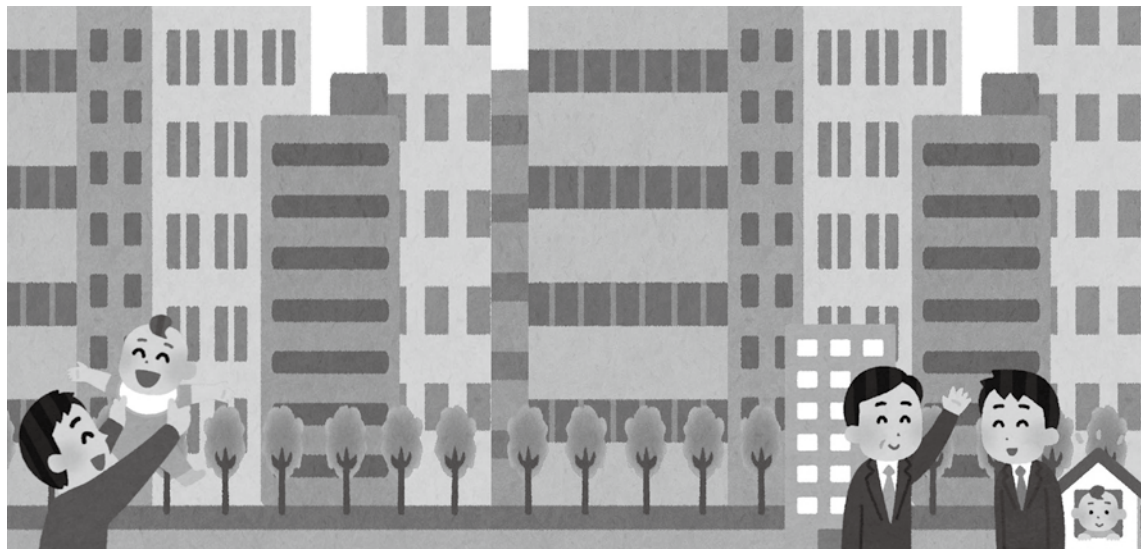


イクキュー!!
TOKYO の 育 休 が日本を変える

育児休業攻略ガイド

改正育児・介護休業法対応版

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課



改正育児・介護休業法オンライン！説明会 解説動画の配信

育休…取りたい人がみんな取れるように…(2022.10.1 産後パパ育休スタート)

「改正育児・介護休業法オンライン！説明会」解説動画をリニューアルしました。

改正育児・介護休業法について、事例や就業規則の規定例などを示しながら、わかりやすく解説しています。働く方、企業の方に向けて知っておいていただきたい基本的な事項を説明しております。

東京労働局ホームページのトップページからご覧いただけます。
TOP ページの『注目情報』の『労働局からのお知らせ』に掲載しています。 **東京労働局 検索**

URL : https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/_120743/ikujionline_00003.html

視聴者のみなさまのアンケート結果も公表しています。



NEW!!



解説動画公開中

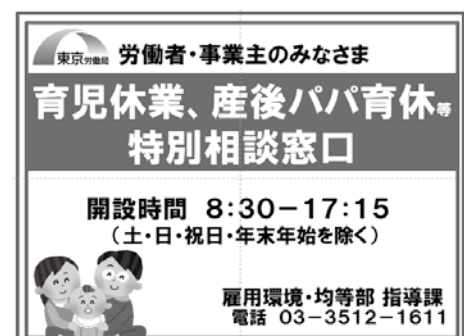
- ・オンライン説明会説明資料
- ・就業規則の規定例

特別相談窓口に聞いてみよう！

特別相談窓口開設中

はたらく方、企業の方などの育児休業に関するあらゆるご相談に電話や面談で対応しています。

産後パパ育休などの改正内容や制度のお問い合わせのほか「育児休業を取得させてもらえない」「具体的な手続きはどうすればよいのか」等の個別事案についても丁寧にお伺いして、わかりやすく説明いたします。



匿名相談も OK。プライバシー厳守で安心です。
お気軽にご相談ください。

- 改正内容でお困りのときは
厚生労働省公表 Q&A



- 育児介護休業法のバイブル
育児介護休業法のあらまし



- 就業規則の規定をかんたんに
規定例『簡易版』



- 育児休業等を理由とするハラ
スメント防止に関する資料
ハラスメント防止



お役立ち情報

就業規則作成・雇用環境整備、個別周知・意向確認に活用できる素材

- ① 個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例
- ② 社内研修用資料、動画



男性の育児休業取得促進セミナーのご案内

イクメンプロジェクト(男性の育児休業取得促進事業)では、改正法を踏まえた男性の育児休業取得促進等に関するセミナーを開催、他各種情報を発信中です。 [イクメンプロジェクト](#) [検索](#)

育てる男が、家族を変える。社会が動く。



ご利用無料 中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業

制度整備や育休取得、復帰する社員の支援、休業中の要員確保等でお悩みの中小企業の方に社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします！ [イクプラ](#) [検索](#)



育児休業、産後パパ育休等特別相談窓口開設中

お問い合わせ先 東京労働局雇用環境・均等部指導課 電話：03-3512-1611
〒102-8305 千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 14 F



第 10 回 桃樹のちょこっと用語 「化学物質の自律的管理」

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、令和 4 年 5 月 31 日、安衛則等の政省令の改正を公布しました。従来の「特化則等による個別具体的規制を中心とする規制」から、「自律的な管理を機軸とする規制」へ移行。

これまで規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する「自律的管理制度」を導入したものです。



11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担
を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください

・「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

11月は 「しわ寄せ」防止 キャンペーン 月間です。



大企業・親事業者による
長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する
適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を
生じさせている場合があります。
大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない
短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！



気をつけてください…。
その発注がどこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいるかもしれません。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁 | 公正取引委員会

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等の発症に影響を及ぼすおそれがあるとされており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・夜間納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ● 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による稼取体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な資機材対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

- 親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下記にかけあわせ ☎ 0120-419-618 にて相談ください。
（受付時間）9:00～12:00 / 13:00～17:00（土日・年末年始を除く）携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
お近くの「下請けこみそ」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。

同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月5日（土）には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和4年11月5日（土）9:00～17:00 ☎ 0120-794-713

※11月5日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談はこみそライン ☎ 0120-811-610 に相談できます。



(P4-10)

分からないことは、なんでも「蓮美部長」に聞いてみよう！

第12回

桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

私は「桃樹」。東基連に入職し、2年目です。まだまだ経験不足ですが、会員の皆様のために頑張ります。

さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「蓮美部長」に、その疑問をおつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長

祝！ 桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」連載
1周年!!

桃樹さん 蓮美部長！ この「労務・安全衛生 深掘り探訪記」ですが、連載が始まったのは令和3年11月号ですから、今月号で、ちょうど1周年です。よく、続けましたね。

蓮美部長 本当にそうね！ 最初は、どうなるか心配でしたが、1年間、続けましたね。桃樹さんも頑張ったわね。おめでとう！

でも、これも全て、読んで下さっている読者の方々のお陰ね。

桃樹さん 本当にそうですね。読者の皆様には、感謝の思いでいっぱいです。改めて、この場をお借りして、御礼申し上げます。ありがとうございました。

蓮美部長 それで、なにか、読者の方々に御礼のプレゼントを贈る、という話も聞いたけど。

桃樹さん いや、「深掘り探訪記」連載1周年を記念して、ということでは無いのですが、編集部が1年間のご愛顧に感謝して、「愛読者プレゼント」を企画しているそうです。

読者の方が、会報「東基連」のどこに関心を持ってくださっているのか教えて頂き、感想と合わせて応募してくださったのに対して、来月は12月を迎えますから、暮れのクリスマスプレゼントをお贈りするという企画だそうです。

詳しくは、今月号の23ページをご覧ください。

職場における「化学物質等の管理のあり方」が見直されます

蓮美部長 嬉しいプレゼントですね。私も応募しようかしら。

桃樹さん 蓮美部長！ 関係者は応募できませんよ(笑)

ところで、蓮美部長、先日行われた当連合会の「東京衛生管理者協議会」の研修会で、「職場における化学物質管理のあり方が見直されます」という内容の講演がありました。「会報東基連10月号」にも掲載されていますが、この内容について簡単に教えて頂けませんか。

蓮美部長 これね、先月号の「会報東基連10月号」5ページの「化学物質管理の見直し内容とその時期(情報提供)」のことですね。

桃樹さん そう！それです。この研修会に参加したかったのですが、都合がつかず出席できなかったのです。

蓮美部長 桃樹さん、今回の見直しは本当に重要な。化学物質を使用している事業場は、今回の見直し内容をよく理解して、施行に備える必要があるんです。

また、日頃、労働安全衛生規則等の法令に触れていない人も、職場における危険物でもある化学物質の

管理に関する大幅な見直しですから、その概要は理解して欲しいですね。

「職場における化学物質の管理のあり方に関する検討会報告書」の公表

桃樹さん 分かりました。ではまず、見直しに至った経緯等を教えてください。

蓮美部長 今度の改正の端緒は、令和3年7月19日に厚生労働省労働基準局の安全衛生部が公表した「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」にあるの。

この検討会報告書で、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたの。

桃樹さん どのような考え方に基づくものなのでしょうか？

蓮美部長 この検討会報告書の冒頭に、「化学物質規制体系の見直し(自律的な管理を基軸とする規制への移行)」とあります。

そして、その見直しとは「特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は限定しない方式に大きく転換」とされています。

桃樹さん うーん、「大きく転換」というのは分かりましたが、もう少し分かりやすく説明して下さい。

蓮美部長 検討会報告書では、「職場における化学物質を巡る現状認識」として、まず「労働災害の発生状況」を挙げているの。

桃樹さん どのような内容ですか？

現状認識！「法令規制対象外の物質による労働災害が8割！」等

蓮美部長 化学物質による休業4日以上労働災害のうち、「特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割」を占めていること。

また、ある物質を法規制の対象に追加すると、「その物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せず規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生」するとも。

桃樹さん えー！ 法令の規制対象外の物質による労働災害が、全体の8割なんですか！ 正直、驚きました。

それと、国内で輸入、製造、使用されている化学物質が数万種類あって、危険性・有害性が不明な物質が多くあるということは、聞いたことがあります。

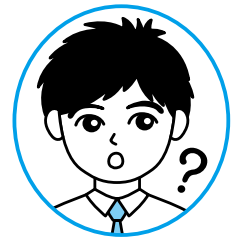
蓮美部長 そうです。ご存知の通り「製造・使用等禁止の物質」は8物質。「特定化学物質障害予防規則等に基づく個別具体的な措置義務の物質」は123物質。「ラベル表示義務・安全データシート(SDS)交付義務を持つ危険・有害な物質」は、その123物質を含めて674物質。それ以外の数万種類の化学物質は、GHS分類(注1参照)で「危険性・有害性がある物質」とされたものと、「危険性・有害性が不明なもの」とされています。

桃樹さん うーん、危険性・有害性がある物質や、危険性が不明な物質がそんなにあって使用されているんですね。そして、法令の規制対象外の物質による労働災害が8割を占めている。

大きく転換！「個別具体的な規制」から「自律的管理」へ

蓮美部長 検討会報告書では、この労働災害発生状況や、「有害作業に係る化学物質の管理状況」、「中小企業における状況」、「諸外国における化学物質管理」の状況等を踏まえ、現在の「特定の化学物質に対する個別具体的な規制」から、大きく転換すると。

桃樹さん その「大きく転換する」内容が、「危険性・有害性が確認された全ての物質」に対して、国が定め



る**管理基準の達成**を求め、**達成のための手段は限定しない方式**」。そして、この方式が「新たな仕組み」である「**自律的管理**」ということですね。

この自律的管理というのは、具体的には、どのような内容になるのですか？

蓮美部長 この「新たな仕組み(自律的な管理)のポイント」は、「**危険性・有害性が確認された全ての物質**」について、『**情報の伝達**』、『**リスクアセスメントの実施**』、『**吸入濃度を管理基準以下に管理**』、『**保護具の使用**』等を義務付けるというものです。

桃樹さん 検討会報告書の公表後の動きは、どうだったんですか？

蓮美部長 その後、この検討会報告書の内容を踏まえ、令和4年3月23日に厚生労働大臣は、労働政策審議会に対し、「**労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱**」について諮問を行いました。この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会で審議が行われ、同日、同審議会は「**妥当である**」と答申を。

桃樹さん 検討会報告書の内容を踏まえた、労働安全衛生規則等の改正が「妥当」と審議会が答申したということは、その内容で政省令の改正が示されるということですね。

化学物質による労災防止のための新たな規制「**安衛則等一部改正省令**」が公布

蓮美部長 そうです。この審議会の答申を受け、令和4年5月31日に、**化学物質による労働災害防止のための新たな規制**として「**労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)**」が公布されたの。

桃樹さん 公布に当たっての趣旨説明は、どのようなものでしたか？

蓮美部長 厚生労働省労働基準局安全衛生部が、令和4年5月31日出したプレスリリース文には次のようにあるの。

「**規制の対象外であった有害な化学物質を対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。**」

桃樹さん その「適切に実施する制度」について、説明した資料はありませんか？

蓮美部長 プレスリリース文に「**別添1 概要資料(PDF形式)**」という参考資料が添付されています。資料のタイトルは「**労働安全衛生法の新たな化学物質規制～労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要～**」。

A4版8ページのカラー刷の資料ですが、厚生労働省のホームページから簡単に手に入ります。

桃樹さん その資料を読めば、事業者として何をしなければならないか、分かるのですね。

1-1 **ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加**

(冒頭の数字は、資料「労働安全衛生法の新たな化学物質規制～労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要～」内の項目番号)

蓮美部長 そうです。ここからは、この資料に基づいて説明しますね。

ただ、多くの項目があります。今日はポイントを絞りますから、全文は自分で読んでください。

まず、労働安全衛生法に基づくラベル表示、安全データシート(SDS)等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質(リスクアセスメント対象物)に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加する**ということ。(令和6年4月1日施行)

桃樹さん 先程の「大きな転換」の説明にあった「**危険性・有害性が確認された全ての物質**」がこれに当たるのですね。その物質名は何を見れば分かりますか？

蓮美部長 今後のラベル表示・SDS交付義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理センターのウェブサイトに掲載されています。

1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務



桃樹さん 順次、追加されていく「リスクアセスメント対象物」について、事業者にはどのような措置を求められるのですか？

蓮美部長 まずは、「労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置」ね。労働者がばく露される程度を、定められた幾つかの方法で最小限度にすることが求められています。（令和5年4月1日施行）

桃樹さん どのような方法が定められているのですか？

蓮美部長 「代替物の使用」、「密閉設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置の設置、稼働」、「作業方法の改善」、「有効な呼吸用保護具の使用」の4つよ。

桃樹さん 今まで、安衛則や特化則、有機則等で定められていた内容だと思うのですが、これらが、リスクアセスメント対象物、つまり「危険性・有害性が確認された全ての物質」にも求められるのですね。

どれも大切な方法ですが、どの程度までばく露を抑えることが必要なのですか？

蓮美部長 リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露を抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれ無い物質として、厚生労働大臣が定める「濃度基準値設定物質」については、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準「濃度基準値」以下としなければならないとされています。（令和6年4月1日施行）

桃樹さん ばく露の濃度の基準が決められるのですね。これは大事ですね。

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

蓮美部長 次にお話したいのは、「化学物質管理者の選任」です。

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供する事業場には、「化学物質管理者」の選任が義務化されます。（令和6年4月1日施行）

ここでいう事業場は、個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等の事業場ごとに選任します。

なお、業種、規模等の要件はありませんので、全ての事業場になります。

桃樹さん 化学物質管理者の選任要件はあるのですか。誰でも選任できるのですか？

蓮美部長 リスクアセスメント対象物の製造事業場では、化学物質の管理に関する講習の修了者のほか、これと同等以上の能力を有すると認められた者とされています。

それ以外の事業場では、化学物質管理者講習の受講者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習(学科6時間)を受講している者から選任することが望ましいとされています。

なお、化学物質の管理に関する講習は「講義」が9時間、「実習」が3時間とされています。

桃樹さん 化学物質管理者の職務は、どのように定められていますか？

蓮美部長 職務は次の通りです。「ラベル・SDS等の確認」、「化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理」、「リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理」、化学物質の自律的な管理に係る「各種記録の作成・保存」と「労働者への周知・教育」等です。

桃樹さん なるほど、事業場における化学物質管理の多くを担うのですね。

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

蓮美部長 そうですね。そして、もう一つ「保護具着用管理責任者」の選任の義務化が定められました。（令和6年4月1日施行）

桃樹さん 「保護具着用管理責任者」の選任ですか。この責任者について教えてください。

蓮美部長 保護具着用管理責任者の選任が必要な事業場は、「リスクアセスメントに基づく措置として、労

発がん性等が確認された物質について、専門家の検討を経て特化則に追加
※2007年以降29物質追加

石綿等管理使用が困難な物質

自主管理が困難で有害性が高い物質

許容濃度又はばく露限界値が示されている危険・有害な物質

GHS分類で危険性・有害性がある物質

危険性・有害性情報が不足して分類できない物質

GHS分類で危険性・有害性に該当しない物質

8物質

123物質

674物質

数万物質

製造・使用等の禁止

特化則、有機則等に基づく個別具体的な措置義務

（一般的措置義務）
※具体的な措置基準なし
・排気装置設置等による発散抑制
・保護具の備え付け

ラベル表示義務
SDS交付義務
リスクアセスメント義務

ラベル表示努力義務
SDS交付努力義務
リスクアセスメント努力義務

見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）

有害性に関する情報量

約2,900物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数百物質

数万物質

国によるGHS未分類物質（危険性・有害性情報が少ない（不明が多い）物質）

国によるGHS分類

国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

国がばく露濃度基準を設定した物質

ばく露濃度基準未設定の物質

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度をばく露濃度基準以下とする義務

ばく露濃度をなるべく低く低くする措置を講じる義務

ラベル表示・SDS交付努力義務

リスクアセスメント努力義務

ばく露濃度をなるべく低く低くする措置を講じる努力義務

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務

事業者措置義務がかかる範囲

東基連 2022 年 11 月号 19

たラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合」です。

桃樹さん なるほど。そうすると工場や作業場で、溶剤等の化学物質を大きな缶から、小さな容器に小分けにした場合には、その小さな容器にもラベル等を貼ることになるのですね。

蓮美部長 そうです。その溶剤等を小分けした容器にも「当該物の名称及び人体に及ぼす作用」を表示等により明示することで、労働災害防止に繋がりますね。

その他の改正事項

桃樹さん いま、お話があった事項以外にも、多くの改正がなされたんですね。

蓮美部長 そのとおりです。例えば、「1-3 皮膚等から吸収されて健康障害を引き起こしうる化学物質等への直接接触の禁止(努力義務：令和5年4月1日施行)(義務：令和6年4月1日施行)」や、「1-4 衛生委員会の付議事項の追加(一部：令和5年4月1日施行)(その他：令和6年4月1日施行)」、「2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大(令和5年4月1日施行)等、多岐にわたっていますので、是非、この資料を一読して欲しいと思います。

桃樹さん 資料や通達等を読んで、この制度内容について相談したいと思った時は、どうしたら良いでしょうか？

蓮美部長 先程、お話ししたプレスリリース文の「別添1 概要資料(PDF形式)」の末尾に、「**職場における化学物質に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています**」という案内が記載されています。

それによれば、「制度の内容に関する相談」「職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること」「リスクアセスメントの実施方法等」については、その窓口でお応えしているようです。(注2参照)

桃樹さん 相談したいことがあったら利用すると良いですね。

蓮美部長 そうですね。施行が令和5年4月1日の事項も多くあります。皆さん、それぞれ検討しながら準備されておられると思いますが、不明な点は行政機関やこのような相談窓口を確認しながら、進めていくのも大切です。

桃樹さん、会員の方から問い合わせがあった場合には、その点も説明してあげてくださいね。

桃樹さん 分かりました。会員の皆様、今月号も「深掘り探訪記」にお付き合い下さり、ありがとうございました。それでは、また来月、お目にかかりましょう。

【注1】「GHS：化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム」

GHSは化学物質の危険有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルやSDS(安全データシート)に反映させ災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするもの。2003年7月に国連勧告として採択。なお、GHS文書は2年に一度改定されている。(厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」)

【注2】事業者のための化学物質管理無料相談口(テクノヒル(株)化学物質管理部門)

電 話 055-5577-4862 (FAX 03-5642-6145)

受付時間 平日 10:00~17:00(12:00~13:00を除く)

※(土日祝日・国民の休日・年末年始を除く)

開設期間 2022年4月1日~2023年3月17日

進んでいますか？「働き方改革」

都内事業者のみならずからの「働き方改革」に関するご相談に応じております。労務管理のお悩み、活用できる助成金、ハラスメント対策、人材確保対策、各種法改正への対応などについて、社会保険労務士等がサポートいたします。

 **令和4年度 東京労働局委託事業**
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

事業主、労務担当者様

ぜひ

**相談・専門家派遣
無料**

東京働き方改革 推進支援センターを ご利用ください!

支援メニュー

- 電話・メール・相談ブースでのご相談**
ご都合に合わせた相談方法が選べます。オンラインでのご相談も可能です。
- 訪問コンサルティング**
専門家が企業様に訪問し、直接お話を伺います。
- セミナー開催**
働き方改革に関する社内セミナーをお手伝いします。講師派遣やセミナーのご相談にも対応、オンラインセミナーも可能です。

ご都合に合わせて相談方法が選べる！

働き方改革関連法の改正内容

- 残業60時間超の賃金引き上げ
- 育児・介護休業法改正
- パワーハラスメント防止措置
- 同一労働同一賃金
- 時間外労働の上限規制
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得

会社のお悩みも、無料で
コンサルいたします！



東京働き方改革推進支援センター

TEL 0120-232-865

受付時間 平日9:00~18:00

住所 〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-10-1 有楽町ビル615

MAIL hk13@mb.languate.co.jp **FAX** 03-6206-3147

URL <https://hatarakikatakakaiku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は
ホームページをご覧ください。

働き方改革 東京 **検索**




11月は「建設荷役車両特定自主検査 強調月間」です

建設荷役車両の特定自主検査(特自検)の実施台数は、令和3年度には全国で約200万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として多発しており、憂慮される状況です。

当協会においては、令和4年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署のご協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

事業場の皆様におかれましては、強調月間の趣旨をご理解いただき、次の事項を確認の上、特自検が適正に実施されますようお願い申し上げます。

なお、令和4年度のスローガンは、「特自検 完全実施で ゼロ災害」です。



登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検業務が、法令及び「特定自主検査業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特定自主検査業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。

建設荷役車両を使用している事業者、元方事業者及びリース・レンタル事業者の

それぞれの立場での実施事項

- 特自検が計画的に実施されているか確認する。
- 特自検未実施機械がないか、標章(令和4年は赤色)の貼付を確認する。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

主唱

公益社団法人建設荷役車両安全技術
協会本部・東京都支部

後援

厚生労働省 経済産業省

協賛

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会

一般社団法人日本建設機械工業会

一般社団法人日本産業車両協会

問合せ先

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会東京都支部

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 1-7-10 山京別館 4 階

Tel 03-3511-5225 Fax 03-3511-5224 URL <http://www.kenni-tokyo.jp>

会報「東基連」愛読者 クリスマスプレゼント～TOUKIREN 2022～

日頃より、会報「東基連」をご愛読いただき、ありがとうございます。

さて、読者の皆様は会報「東基連」のどこに関心を持ってくださっているのでしょうか。ぜひ、教えてください。読者の皆様とともにより良いものにしていきたいと考えています。

下記によりご回答ください。お答えいただいた方の中から30名様に「愛読者クリスマスプレゼント」としてクオカード(500円)をお贈りします。

記

1 会報「東基連」で関心のある記事は何ですか？(複数回答可)

- ①法改正関係
- ②年間行事関係(安全大会・健康大会等)
- ③災害事例とその対策
- ④死亡災害発生状況
- ⑤桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」
- ⑥ちょこっと用語
- ⑦編集後記
- ⑧休憩室
- ⑨行政の窓から
- ⑩講習関係
- ⑪その他(具体的に教えてください)

2 受付期間 令和4年11月1日～11月30日

3 送信先 専用メールアドレス kaiho-iken@toukiren.or.jp

4 記載内容 (下記の内容を記載し、専用メールアドレスまで送信してください。)

- ①氏名
- ②プレゼント送り先(郵便番号・住所)
- ③連絡先(メールアドレス、電話番号)
- ④上記1の回答
- ⑤会報「東基連」への要望、感想等

6 発表日 令和4年12月24日(なお、発表は当選者への発送をもって代えさせていただきます。)

※回答をいただいた際に入手した個人情報につきましては、当選発表に使用し、それ以外には使用いたしません。

休憩室

BREAK  TIME

壁の落書き

先日久しぶりにいとこたちと連絡を取る機会がありました。大人になり会う機会が少なくなりましたが、子どもの頃みんなが泊まりに来て楽しかったなと思い出しているうちに、あまり楽しくない思い出もよみがえりました。

小学3年生頃のことだったと思います。初めて関西弁を話す子と知り合いました。「なんやそれ」という話しぶりが新鮮で楽しく、帰宅した私は廊下のザラザラの壁に鉛筆で大きく『なんや』と書きました。普段は落書きなどしないのに、テンションが上がっていたのかもしれませんが。その日は遠方から叔父伯母、いとこたちが泊まりに来ることになっていました。みんなが集まれば夜は餅つきです。忙しくなるとはりきっていました。

みんなが到着し、同じ年頃のいとこたち(全員男子)でにぎやかになりました。楽しく遊んでいましたが、餅つきが始まる段になり大人が壁の落書きに気づきました。「落書きしたの誰?」「俺じゃないよ」「俺もしてない」とみんな言っています。まずい。こんな騒ぎになるなんて。早く「私がやりました」と言わなくちゃと思っているのになぜか声が出ません。一番やんちゃな一つ年上のあきら君が「あきら! あんたじゃないの?」と言われていました。おばさん、あきら君じゃなくて私です。父が私を見て「お前か?」と聞きました。今だ、今言わなくちゃ。みんなが私を見えています。なぜでしょう、首を横に振ってしまいました。みんなは「これなんて書いてあんの?」などとワイワイ言っています。「それは『なんや』と書いてあるんだよ」

と思いながら私も「はてな?」というような顔で見えていました。自分がこんなずるい人間だったなんてがっかりです。さっきお父さんが「お前か?」と聞いた時に「はい」と言えばよかった。父と伯母が苦笑いしながら顔を見合っています。みんなは餅つきに戻り、楽しそうです。私は何だかお餅が喉に詰まったような感じがします。まだ食べてもいないのに。

お餅をつき終わった父が小声で私を呼び、廊下の暗がりにつれ出しました。周りには誰もいません。父が腰を落として「正直に言えばいいんだよ。書いたのか?」と穏やかに聞きました。ようやく首がカクンと縦に動いて、「ごめんなさい」と言ったら涙がこぼれました。父は笑っていました。台所に戻ると父が「一件落着」とみんなに言いました。「なんで〜?」とか「どうせこいつだろ」とか、いとか兄が言っていますが、父が「もうおしまい」と言ってくれました。最初から「私です。ごめんなさい」と言えばよかった。気まずいなあと思いながら、お餅を食べました。

このことは子どもなりにとても苦い教訓になり、失敗した時や悪いことをしてしまった時は、すぐ謝ろう(もうお餅が詰まったような気分は勘弁)と思いました。大人になり働くようになってからも、ありがたいことに心の広い上司や先輩に恵まれ、特に失敗や間違いがあった時は早めに報連相を、と思うようになりました。わが子が何かしでかした時も、叱る言葉は一旦グッと飲み込んで「よく正直に話せたね」と言おうと思っています。(頭ごなしに叱ってしまい、反省することも多々ありますが。)

もり



働くを守る。 暮らしを守る。

「いい職場」って何だろう。

働きやすさやアットホームな雰囲気。

従業員のやる気や笑顔。

などなどいろんな条件があるように思います。

でも忘れてはならない義務があります。

労働保険の成立手続です。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、

労働者を一人でも雇っていたら、

労働保険の成立手続を行う義務があります。

仕事や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」。

労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」。

労働保険は、その二つの総称です。

労働保険



電子申請なら24時間、365日いつでもOK! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険



事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、

まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、

公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。



成立手続義務のある事業場

次の事業場は、労働保険の成立手続が法律で義務づけられています。

（強制適用事業場）

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、

労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業であり、

成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。※強制適用以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

正社員、パート、アルバイトなどの

名称や雇用形態にかかわらず、

労働に対して賃金が支払われる者をいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む

全ての労働者が対象となります。

雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は

短時間労働者も対象となります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？



① 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていない過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

② 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

③ 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。

電子申請での手続、
口座振替納付が便利。

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

車庫の天井面を塗装中 一酸化炭素中毒により意識喪失

業 種 建築工事業

職 種 塗装工

災害発生状況

個人宅の車庫の天井面に吹付けによる機械を使用して塗装を行っていたところ、当機械の排気ガスを吸引したことにより一酸化炭素中毒となったもの。災害発生時の状況は以下のとおり。

- 使用していた機械は内燃機関（ガソリンなどの燃料を燃焼させ、得た熱エネルギーを機械的仕事に変換させる原動機）を有し、運転中は排気ガス（一酸化炭素）を発生するものであり、車庫内に設置していた。また、塗装作業中にシャッターは開けていたが、塗料（有機溶剤等未含有）の飛散防止のため道路側入口の大半をビニールで覆っていた。
- 車庫は自動車が2台入る大きさで、道路側1面がシャッターによる開閉方式となっており、残り3面は壁となっていた（壁部分に通風孔や換気扇はなかった）。
- 被災者は脚立の天板に上り、単独で塗装作業を行っており、呼吸用保護具等（一酸化炭素中毒に対応した防毒マスク、送風機など）は使用していなかった。

災害発生原因

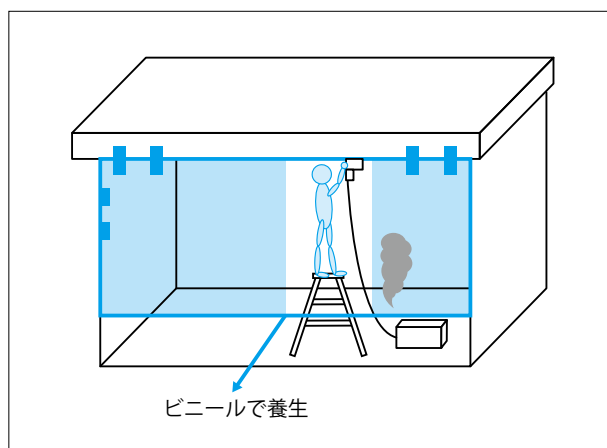
- 1 車庫の入口（開口部分）をビニールで覆うなど、通気が不十分な作業場所で内燃機関を有する機械を使用していたこと。
- 2 内燃機関を有する機械を設置した作業場所であるにもかかわらず、一酸化炭素中毒予防対策を講じていなかったこと。
- 3 塗装に係る作業手順書を作成しておらず、塗装用具等、機械の選定や設置は作業者任せとなっていたこと。
- 4 作業者における労働衛生意識が希薄であったこと。

素中毒に対応した防毒マスク、送風機など）を使用させること。

- 3 塗装作業に係る作業手順書を作成するとともに、内燃機関を有する機械を使用する場合には、一酸化炭素中毒予防対策を盛り込むこと。また、リスクアセスメントを実施し、リスク低減を図ること。
- 4 作業者に対して、労働衛生意識の向上を図るための教育を実施すること。

災害防止対策

- 1 車庫内等、通気が不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しないこと。やむを得ず内燃機関を有する機械を使用する場合には、車庫の外に機械を設置すること。
- 2 一酸化炭素が発生するおそれがある作業場所においては、作業者に呼吸用保護具等（一酸化炭



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

令和 4 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

32 人

前年同期

41 人

●令和 4 年 死亡災害発生状況(9 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	2	4	-2
建設業	17	17	0
土木工事業	2	1	1
建築工事業	9	15	-6
木造家屋建築工事業	2	0	2
その他の建設業	6	1	5
陸上貨物運送事業 ^(注 2)	2	2	0
ハイヤー・タクシー業	0	2	-2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	1	3	-2
小売業	0	2	-2
保健衛生業	0	5	-5
社会福祉施設	0	4	-4
接客娯楽業	1	0	1
飲食店	1	0	1
清掃と畜業	4	3	1
ビルメン業	2	2	0
その他の三次産業	4	4	0
金融業	0	0	0
警備業	3	2	1
その他(一次産業) ^(注 3)	1	1	0
全産業合計	32	41	-9

(注 1) 左段は令和 4 年 9 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注 2) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注 3) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 4 年 死傷災害発生状況(9 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	442	400	10.5
建設業	899	791	13.7
土木工事業	206	123	67.5
建築工事業	526	522	0.8
木造家屋建築工事業	27	35	-22.9
その他の建設業	167	146	14.4
陸上貨物運送事業 ^(注 3)	719	726	-1.0
ハイヤー・タクシー業	383	268	42.9
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	257	133	93.2
商業	1,490	1,348	10.5
小売業	1,064	991	7.4
保健衛生業	6,792	2,329	191.6
社会福祉施設	3,337	1,162	187.2
接客娯楽業	639	504	26.8
飲食店	507	385	31.7
清掃と畜業	640	591	8.3
ビルメン業	431	370	16.5
その他の三次産業	1,300	1,128	15.2
金融業	65	91	-28.6
警備業	254	231	10.0
その他(一次産業) ^(注 4)	47	45	4.4
全産業合計	13,608	8,263	64.7

(注 1) 左段は令和 4 年 9 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注 2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業 4 日以上(注 3)の災害。
 (注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注 4) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

■ 2022 年度法定講習等についての注意事項 ■

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細につきましては、各開催回の開催案内(リーフレット又はHP(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申込みは次ページからの「申込受付」あてにお願いいたします。会場の略称につきましては、以下をご覧ください。

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。
- 「センター」の講習会場は、安全衛生研修センターの本館又は別館となります。
- 中央支部の講習会場はすべて中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時に Zoom による配信も行います。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- 多摩地区支部開催の講習について、「八労政」は八王子労政会館、「八学園」は八王子学園都市センター、「コープ」は NATULUCK コープ高倉(八王子市)、「RISURU」はたましん

- RISURU ホール(立川市市民会館)、「トヨタ」はトヨタドライビングスクール(立川市)、「昭飛」は昭和飛行機工業(昭島市)、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場、「羽村」は羽村市生涯学習センターゆとろぎ、「たまメッセ」は東京たま未来メッセの各会場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただきます。
- 高圧・特別高圧電気特別教育の実技は、各事業場で実施していただきます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 編集後記 ■

ある労衛衛生コンサルタントから、「化学物質を使用する企業を訪ね、工場の扉を開けた瞬間、強烈な刺激臭に襲われた。工場の責任者に問うと、訝しげな表情を浮かべ『臭いなどしない』と。設備を見ると、局所排気装置等は稼働していなかった。しかし、彼は真顔で『刺激臭など無い』と言う。」との話が。

社会保険労務士の知人は、「ある企業から長時間労働対策の相談を受け、指定された支店を訪問した。受付に立ち、通り掛かる何人もの社員に声を掛けるも、皆、無言、無表情で通過。対応した担当者の表情も生気が無い。確認すると、信じ難い長時間労働。多くの社員に、睡眠時間の極端な不足が窺われた。」と。

どちらの挿話も、外部から見れば異常な状態であっても、得てして内部にいる者は慣れてしまい、その危険性に気が付かなくなっていることを示している。省みれば、問題点を認識しても、その解決の困難さから「仕方ない」「やむを得ない」とし、常態化していることもあろう。それらを防ぐために、内部の監査部署や外部のコンサルタント等からの確認がある。

しかし、より重要なのは、外からの指摘を待つのではなく、「問題点は無いか」、「改善の余地は無いか」と、各人が第三者の視点で自身の職場を問い続ける意識。言い換えれば「複眼的な思考」の育成であろう。そして、そこから見えてきた問題点を大切に掬い上げる企業風土。

今月号でも触れたが、労働安全衛生法の化学物質規制については、「個別具体的な規制」から「自律的な管理」へと、大きく舵が切られた。

お叱りを受けるかもしれないが、「危険でない職場など無く、問題の無い職場など無い」と捉えたならば、職場を改善していくポイントの一つは、内部の一人ひとりの気付きの力、提案する力を伸ばすこと。そして、その提案を真摯に受け止め改善に繋げていく体制の確立。

今年もあと2か月。気忙しい時季ではあるが、ここで一度立ち止まり、俯瞰して眺める時間を持つのも、大切かもしれない。

(小太郎)

	講習会名	申込受付	科目		11月	12月	1月		2月
特別教育	自由研削砥石	センター	学科・実技	1日	18(金)	12(月)	23(月)		16(木)
		立川支部	学科・実技	1日					
	動力プレス機械金型調整等	青梅支部	学科	1日					
	アーク溶接	センター	学科	2日	28(月)～29(火)		10(火)11(水)	31(火)2/1(水)	
			実技	1日	30(水)		12(木)	2/2(木)	
		立川支部	学科	2日					
			実技	1日					
	高圧・特別高圧	センター	学科	2日	28(月)～29(火)	21(水)～22(木)	23(月)～24(火)		13(月)～14(火)
	低圧電気	センター	学科	1日	7(月)	5(月)	16(月)		20(月)
			実技	1日	8(火)／9(水)／10(木)	6(火)／7(水)／8(木)	17(火)／18(水)／19(木)		21(火)／22(水)／24(金)
	高所作業(10m未満)	センター	学科・実技	1日		20(火)	30(月)		
	クレーン	立川支部	学科	1日					11(土)RISURU
			実技	1日					19(日)昭飛
	第2種酸素欠乏	中央支部	学科	1日					27(月)
粉じん	センター	学科	1日	25(金)		27(金)			
ダイオキシシン	センター	学科	1日			16(月)			
フルハーネス	多摩各支部	学科・実技	1日						
	講習会名	申込受付	科目		11月	12月	1月		2月
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター	学科	4日	21(月)22(火)24(木)25日(金)	12(月)～15(木)	23(月)～26(木)		
		中央支部	学科	3日		7(水)～9(金)			15(水)～17(金)
	衛生管理者(第2種)	センター	学科	3日	21(月)～22(火)24(木)	12(月)～14(水)	23(月)～25(水)		
		中央支部	学科	2日		7(水)～8(木)			15(水)～16(木)
	衛生(特例)	センター	学科	2日	24(木)～25(金)	14(水)～15(木)	25(水)～26(木)		
	衛生管理者	立川支部	学科	2日					
X線	センター	学科	2日					27(月)～28(火)	
	講習会名	申込受付	科目		11月	12月	1月		2月
その他	総括安全衛生管理者	中央支部	学科	1日					
	安全管理者選任時研修	センター	学科	2日	21(月)～22(火)	15(木)～16(金)	26(木)～27(金)		16(木)～17(金)
		中央支部	学科	2日	7(月)～8(火)		24(火)～25(水)		
		多摩各支部	学科	2日					
	衛生管理者能力向上	センター	学科	2日					
	安全衛生推進者	センター	学科	2日	16(水)～17(木)	13(火)～14(水)	10(火)～11(水)		2(木)～3(金)
		中央支部	学科	2日					9(木)～10(金)
		多摩各支部	学科	2日	16(水)～17(木)RISURU				
	衛生推進者	センター	学科	1日	9(水)	9(金)	26(木)		22(水)
		中央支部	学科	1日	18(金)		16(月)		
		立川支部	学科	1日			27(金)RISURU		
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科	半日					
		上野・王子・足立荒川	学科	半日					
		亀戸・江戸川	学科	1日					
		多摩各支部	学科	半日					
	職長教育	センター	学科	2日		1(木)～2(金)	5(木)～6(金)		13(月)～14(火)
	職長・安全衛生責任者	多摩各支部	学科	2日	24(木)～25(金)RISURU				
	リスクアセス	中央支部	学科	1日					7(火)
	携帯用丸のご盤	センター	学科・実技	1日	15(火)		26(木)		
KYT	センター	学科	1日	7(月)	5(月)	16(月)		6(月)	
	上野・王子・足立荒川	学科	1日						
	亀戸・江戸川	学科	半日					2月開催、詳細未定	
熱中症予防管理者(指導員)	中央支部	学科	半日						

講習会名		申込受付	科目	11月	12月	1月	2月
石綿建材調査者 (一般)	センター	学科	2日	16(水)～17(木)			21(火)～22(水)
		試験	1日	30(水)			3/6(月)
石綿建材調査者 (一戸建て等)	センター	学科	1日	18(金)			17(金)
		試験	1日	30(水)			3/6(月)
技 能 講 習	床上操作式 クレーン	センター	学科	2日		5(月)～6(火)	7(火)～8(水)
		実技	1日		7(水)／8(木)／9(金)		9(木)／10(金)／13(月)
	小型移動式 クレーン	センター	学科	2日		12(木)～13(日)(金)	
		実技	1日			16(月)／17(火)／18(水)	
	ガス溶接	センター	学科	1日	24(木)	5(木)	6(月) 27(月)
			実技	1日	25(金)	6(金)	7(火) 28(火)
		立川支部	学科	1日			
			実技	1日			
	フォークリフト (11時間)	センター	学科	1日		5(木)	24(金)
			実技	1日		12(木)	3/2(木)
		立川支部	学科	1日	26(土)RISURU	21(土)RISURU	
			実技	1日	12/3(土)昭飛	28(土)昭飛	
	フォークリフト (15時間)	立川支部	学科	2日		20(金)～21(土)RISURU	
			実技	1日		28(土)昭飛	
	フォークリフト (31時間)	センター	学科	1日	28(月)	5(木) 31(火)	24(金)
			実技	3日	29(火)～12/1(木)	6(金)10(火)11(水) 2/1(水)～3(金)	27(月)～3/1(水)
		多摩各支部	学科	1日	4(金)羽村		9(木)羽村
			実技	3日	6(日)13(日)20(日)日野日野		12(日)19(日)26(日)日野日野
		立川支部	学科	1日	26(土)RISURU	21(土)RISURU	
			実技	3日	27(日)12/3(土)～4(日)昭飛	22(日)28(土)～29(日)昭飛	
		青梅支部	実技	3日	6(日)13(日)20(日)日野羽村		12(日)19(日)26(日)日野羽村
	フォークリフト (35時間)	立川支部	学科	2日		20(金)～21(土)RISURU	
			実技	3日		22(日)28(土)～29(日)昭飛	
	高所作業車 (10m以上)	センター	学科	1日	21(月)	19(木)	
			実技	1日	22(火)／24(木)／25(金)	20(金)／23(月)／24(火)	
	玉掛け	センター	学科	2日	14(月)～15(火)	12(月)～13(火)	23(月)～24(火)
			実技	1日	16(水)／17(木)／18(金)	14(水)／15(木)／16(金)	15(水)／16(木)／17(金)
		立川支部	学科	2日		14(土)～15(日)RISURU	
			実技	1日		22(日)昭飛	
	玉掛け +クレーン 玉掛け	八王子・青梅	学科	2日			
		八王子支部	実技	1日			
		青梅支部	実技	1日			
	クレーン(希望者)	八王子・青梅	実技	1日	6(日)日野日野		
	木工機械	センター	学科	2日			
	プレス機械	センター	学科	2日			
	乾燥設備	センター	学科	2日			13(月)～14(火)
	はい作業	センター	学科	2日		20(火)～21(水)	27(月)～28(火)
	特化・ 四アルキル鉛	センター	学科	2日	14(月)～15(火) 28(月)～29(火)	1(木)～2(金) 19(月)～20(火)	10(火)～11(水) 23(月)～24(火)
			実技	1日			1(水)～2(木)
		中央支部	学科	2日		15(木)～16(金)	15(水)～16(木)
	鉛	多摩各支部	学科	2日		6(火)～7(水)八学園	21(火)～22(水)
		センター	学科	2日			7(火)～8(水)八学園
	酸素欠乏・ 硫化水素	センター	学科	2日	8(火)～9(水) 10(木)～11(金)	6(火)～7(水) 8(木)～9(金)	17(火)～18(水) 19(木)～20(金)
			実技	1日			7(火)～8(水)
		中央支部	学科	2日	28(月)～29(火) 30(水)		9(木)～10(金)
			実技	1日			
		多摩各支部	学科	2日			
			実技	1日			
	有機溶剤	センター	学科	2日	16(水)～17(木) 24(木)～25(金)	15(木)～16(金) 22(木)～23(金)	12(木)～13(金) 2(木)～3(金)
			実技	1日			20(月)～21(火)
	石綿	センター	学科	2日	1(火)～2(水) 21(月)～22(火)	14(水)～15(木) 21(水)～22(木)	12(木)～13(金) 30(月)～31(火)
			実技	1日			27(月)～28(火)
		中央支部	学科	2日	10(木)～11(金)		19(木)～20(金)
		多摩各支部	学科	2日			4(土)～5(日)たまメッセ